

基本事件 令和2年(ワ)第29号

同第172号、同第197号、同第348号、同第509号

令和3年(ワ)第254号、同263号

令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件

原告 椿本紀代 外31名

被告 国 外2名

## 準備書面29

2025年7月7日

松山地方裁判所民事1部合議一係 御中

上記原告ら代理人 弁護士

奥島 直道



同

草薙 順一



同

西嶋 吉光



同

加納 雄二



同

湯川 二郎



同

八木 正雄



同

山中 真人



同

水野 泰孝



弁護士奥島直道 復代理人

石瀧 梨央



同

澤端 謙太



## 第1 被告国に対する求釈明

### 1 貯留関数法に基づく計算について

貯留関数法とは、降った雨がダムに入ってくる時間を計算して流入量を算出する方法のようである。しかし、その内容が明らかでない。降った雨がダムに入ってくるまでの時間について、どのくらいの時間の間にダムに入ってくるのか。降った雨がダムに入ってくる割合を時間ごとに具体的に明らかにすべきである。

例えば、0分から90分の間にダムに入ってくるとして、0分から10分が全体の4%、10分から20分が全体の8%、20分から30分が全体の10%、30分から40分が全体の15%、40分から50分が全体の26%、50分から60分が全体の15%、60分から70分が全体の10%、70分から80分が全体の8%、80分から90分が全体の4%、という形で回答してほしい。

## 第2 被告大洲市に対して陳述書に記載された文章の内容の開示を求める。

被告大洲市申請の丸山証人の陳述書（丙A8）の5頁（8）に「そのため、既定の文章は使えず」と記載されている。この「既定の文章」とはどのような文章を言うのか不明である。尋問時間の短縮のためにも、この「既定の文章」が記載された文書の開示を求める。

## 第3 極めて不十分な検証作業

### 1 本件訴訟においては放流操作の瑕疵や操作規則の瑕疵が問題となって

いるが、それを判断する上で重要な事実であるにもかかわらず、国土交通省四国地方整備局河川部が意図的に避けた事実がある。国土交通省四国地方整備局河川部は、「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関する情報提供等に関する検証の場」（以下、「検証委員会」という。）を設置して、検証を行っているが、以下の事実については、あえて明らかにしようとしていない。以下、その事実を指摘して、8月からの証人尋問で明らかにする。なお、平成8年変更前の操作規則を「旧規則」、変更後の規則を「新規則」とする。

## 2 事務局の発言から明らかになっていること

検証委員会の事務局（国土交通省四国地方整備局河川部）は、平成8年の操作規則の変更について、「平成7年7月の大出水があり、それを契機にダムの操作規則の見直しを行っている。従来は大規模洪水に対して耐え得る操作規則であったところを、中小洪水に効く操作規則にして欲しいという住民の声があり、その中小洪水に効く操作規則は、逆に大きい雨が来てしまったら従来の操作よりも大きく放流する危険性があることを認識していただいたうえで、今の操作規則になった経緯がある。」（甲A11114頁1行～）」と述べている。この発言から、以下の事実が明らかになっている。

### イ 旧規則が大規模洪水の場合に効果を発揮すること

「従来は大規模洪水に対して耐え得る操作規則であった」という発言は、旧規則が大規模洪水に対して持ちこたえることができるという意味であるから、ダムとしての効果があること、すなわち被害を防ぐことができる操作規則であったことを認めるものである。

### ロ 新規則が、大規模洪水の場合に危険な規則であること

「その中小洪水に効く操作規則は、逆に大きい雨が来てしまったら従来の操作よりも大きく放流する危険性がある」と述べているが、「中小洪水に

効く操作規則」とは新規則のことであり、「逆に大きい雨が来てしまったら」とは大規模洪水になったらという意味である。「大きく放流する危険性がある」とは、ダムからの放流量が多くなって下流の住民が危険な状況になることである。ということは、四国地方整備局河川部は、大規模洪水の場合に新規則が危険なものになることを認識していたことになる。

そうすると、ダム事務所長は、四国地方整備局河川部と同じ認識を有していたはずであるから、大規模洪水の場合に危険な状況になることを知りながら、あえて新規則を使って放流操作をしたことになる。

#### ハ 住民の要望と住民の認識について

「操作規則の変更は流域住民の要望を受けて行い、大規模洪水の場合に危険であることを住民が認識していた。」として、四国地方整備局河川部は、操作規則変更の根拠を住民からの要望に求め、操作規則の危険性についても住民が認識していたと述べている。つまり、検証委員会事務局は、新規則の内容の合理性について説明をしないで、住民からの要望を操作規則変更の根拠としているのである。

### 3 どうして旧規則を使用しなかったのか

旧規則が大規模洪水に対して持ちこたえるものであり、反対に新規則はダムからの放流量を多くしてしまい下流の住民が危険な状況になるのであれば、なぜ、旧規則を使用しなかったのかについて検証する必要があるはずである。

新規則の危険性を認識していたのであれば、なおさらである。しかし、ダム事務所や操作規則を変更した四国地方整備局河川部の責任問題になるため、あえて触れていないのである。

### 4 住民からの要望の有無について検討していないこと。

新規則の根拠となることであるから、大規模洪水の場合に放流量が増えて危険になる操作規則の変更を住民が要望したのかについて検証する必要がある。しかし、四国地方整備局河川部はこの点について検証していない。

まず、特殊な専門的知識が必要な操作規則について、住民がその変更要望をすることは考えにくい。

操作規則変更の契機となった平成7年大水害は、激甚災害に指定されるほど大洲市の商業施設に大きな被害をもたらした。被害を受けた大洲市民が大規模洪水の場合に危険な状況になる新規則への変更を求めたとは思えない。

野村ダムの放流によって多大な被害を受けた西予市野村町の住民については、住民が要望をしていないことは、当時の野村町議会の会報より明らかである。議会からの報告では、「6月11日に開催された建設省および県の説明会の後、再三に亘って県から意見を求められた。早急なことであったので、6月14日県に対して了承の回答をしました。」と記載されている(甲B3)。建設省と愛媛県から操作規則の説明があったのち、再三にわたって愛媛県から意見の催促があり、説明から3日後に了解の返事をしたということである。早急に承諾しろと言われたので、議論する時間を与えられないまま承諾したと読み取ることができる。野村町の側から要望した事実はない。

#### 5 住民の要望があつたとしても、危険な放流操作は違法である。

仮に、住民が新規則の危険性を承知していたとしても、それを理由として、ダム事務所が被害の大きくなる放流操作を選択して行うことは許されない。そのような放流操作はダムの管理の瑕疵となる。

この点について阿部意見書(甲A79)において、要望があつたからと

いって、違法なダム操作が許容されるものではないと説明している（甲A 79、25頁9行～）。

また、危険性を有している新規則は、危険な操作規則として、操作規則自体に瑕疵があるといえる。大規模洪水の場合には、住民の生命・財産に対して多大な被害を及ぼす恐れがあるので、瑕疵の違法性は大きい。

## 6 重要な前提（事前放流）を省いた恣意的な新規則と旧規則の比較。

検証の会議の中で、鈴木委員から、「野村ダム・鹿野川ダムにおける平成30年7月豪雨時のダムあり・なしの比較について、ダムの効果は分かったが、操作方法が前の操作と今回の操作についての比較検討されているのか。」（甲A 11、208頁 5行～）と促されて、新旧規則の効果を検証している。

しかし、検証委員会事務局は、野村ダムの洪水調節容量を350万 $\text{m}^3$ 、鹿野川ダムの洪水調節容量を1,650万 $\text{m}^3$ として新旧規則を比較している。（甲A 11 217-1頁 図）。実際には事前放流によって野村ダムは洪水調節容量を600万 $\text{m}^3$ 、鹿野川ダムは2,230万 $\text{m}^3$ に治水容量が増えているのに、それを無視している。そして、大きな差異がなかったと結論付けている。

しかし、実際に行われた事前放流による治水容量の増加を入れて検討すると、旧規則の場合には異常洪水時防災操作を回避することができており、越流を防ぐことができ、被害が生じていない。

事前放流については、平成16年12月10日の「豪雨災害対策緊急アクションプラン」において、国土交通省所管ダムの事前放流の検討をはじめとする必要な措置を講ずることが求められ、それをうけて平成17年国土交通省河川部長の通達で、「速やかに事前放流等を検討し、その結果に基づき、随時実施されたい」となっている（甲A 86）。そのため、事前放流は、

大規模洪水の場合には当然に行うべきものとなっている。当然行うべきであり、本件水害の場合にも行われた事前放流について、これを省いて検証をするのでは、新旧規則の効果を適正に比較したとはいえない。

旧規則であると被害が生じていないので、新旧規則の差が歴然と現れる。四国地方整備局河川部において都合が悪いから、治水容量を増やしたことを省いているのである。

## 7 洪水の規模による操作規則の使い分け

検証の会議の中で、森脇委員は、「旧操作規則は大規模洪水向けで現行は中小洪水向けの規則。操作規則の柔軟な使い分けもあるが、2つを切り替えるのは技術的にむずかしいのか。可能ならばチャレンジしては。(甲A11 163頁17行～)」と述べて、大規模洪水の場合と中小規模洪水の場合とで操作規則の使い分けができないかについて、問題提起をしている。

しかし、この問題について、四国地方整備局河川部は検証をしていない。報告書において、この点に関して何ら触れられていない。

予想される流入量によって、新旧規則の使い分けをすることは可能である。例えば、野村ダムの場合毎秒300 m<sup>3</sup>/s以上の流入量が予想される場合を基準として、この基準を上回る予想の場合には大規模洪水として旧規則で行い、そうでない場合には新規則で行うというようにすれば、使い分けは容易にできるはずである。

上述した事前放流は大規模洪水が予想される場合に行うものであり、行う場合については実施の要件が定められている。大規模洪水の場合に事前放流を行い、中小規模洪水の場合には事前放流を行わないことになって、使い分けが行われており、これと同じように、操作規則についても、大規模洪水の場合には旧規則、中小規模洪水の場合には新規則と分けて使用することができるはずである。

なお、この点は、平成8年の操作規則変更の際の喜多郡旧長浜町（現在の  
大洲市）の説明会で、住民から同様の指摘がされている（甲A48）。しかし、  
四国地方整備局河川部は、何らの根拠を示すことなく、使い分けができない  
と述べている。

## 8 旧規則によれば避けることができた被害の内容

本件水害発生の当初から、住民の側より、操作規則の問題点が指摘されて  
いた。この点に関して、鹿野川ダムを管理していた小長井山鳥坂工事事務所  
長は、大洲市議会で「旧規則の方が被害が少なかった」旨の答弁をしている  
（甲A18）。

放流操作や操作規則について検討するのであれば、旧規則によれば被害が  
少なかったというのであるから、旧規則であればどのくらい被害を抑えるこ  
とができたのかについて検証して、報告されるべきである。しかし、旧規則  
による被害の減少についての検証は一切されていない。

このことに加えて、旧規則の方が被害が少なくなるのであれば、そのこと  
をダム所長及び四国地方整備局は認識していながら、あえて被害が大きくな  
る新規則で放流操作をしたことになる。なぜ、被害が大きくなるような放流  
操作をしたのか。この点についても全く触れられておらず、検証がされてい  
ない。

## 9 住民への避難情報の伝わり方

検証委員会は、住民に避難の情報が伝わり、住民が避難できたかどうかを  
検証する場のはずである。

西予市と大洲市は、ダム事務所から、今まで経験したことのないような大  
量の放流がされることについて通知を受けている。しかし、西予市は、その  
ことを住民に伝えようとしていない。大洲市は避難指示を直ちにしていない。

大量の放流をして生命財産が脅かされるという状況であったのだから、なぜ住民に伝えなかったのかについての検証が行われるべきである。しかし、検証委員会ではその点の検証はなにもされていない。

#### 10 ホットラインに偏重した検証

この検証委員会では、ダム事務所から西予市・大洲市への情報伝達について、電話連絡であるホットラインを中心として、ホットラインの回数が指摘されて、ダム事務所から大洲市または西予市への連絡が検証されている（甲A11 8頁）。

野村ダム所長がマスコミ取材に応じて、愛媛新聞において連載記事が作成されているが、愛媛新聞に記載されているのはホットラインによる野村ダム事務所長から西予市側への連絡だけである。

ダム事務所から地方自治体に対するダム放流という重要な情報の伝達であるから、後から検証できる方法で行うのが普通である。なぜ、のちに検証ができないホットラインでの連絡だけ記載されているか。客観的な情報伝達の資料では、ダム事務所において不都合なことがあったからとしか考えられない。

#### 第3 両ダムの管理事務所がダム放流情報周知について認めていること

組織変更によって、両ダムを管理することになった肱川ダム総合管理事務所は、令和4年に、「関係機関と連携したダム放流情報周知の取組について」という報告書を作成している（甲A86）。その中で、平成30年のダム放流情報周知について以下のように述べている。本件における情報提供に関する重要な事実をダム総合管理事務所は認めている。

- 1 「肱川流域では甚大な被害が発生し、緊急時の情報伝達について外部に十分伝わらなかったことが判明した。」（甲A86 1. 6行～）

「外部」とはダム事務所以外の関係機関と肱川流域の住民を意味している。緊急時の情報（異常洪水時防災操作に関する情報）が流域住民に十分に伝えられなかったことを認めている。

- 2 「各下流警報所のサイレン、スピーカー放送は周辺住民および河川利用者への重要な情報伝達手段であるが、平成30年7月豪雨の際には激しい雨音でよく聞こえなかったとの住民意見があった。」（甲A86 2. (1) 1行～）

ダム下流警報所のサイレン、スピーカー放送によって、重要な避難情報が周辺住民に伝えられていなかったことを認めている。

- 3 「緊急時の情報提供について、住民からは、異常洪水時防災操作によって急激に放流量が増えるのだと認識できなかった、放流警報で緊迫感が伝わらなかった等の意見が挙がり、緊急時の情報提供においてはその重要性が伝わりやすい対策が必要であるとされた。」（甲A86 2. (4) 1行～）

これは、ダム事務所及び地方自治体から、異常洪水時防災操作によって急激に放流量が増えることを伝えてられていなかったために、そのことを住民が認識できなかったこと。また、放流警報に緊迫感のなかったことが指摘されている。

以上